第二十号書式（第七十三条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　**災 害 疾 病 発 生 状 況 報 告 書**（令和　年４月１日から令和　年３月３１日まで）［①　災害　・　疾病　］　神戸運輸監理部長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　 月 　日提出 |
|  |  主たる船員の労務管理を行う事務所 |  船　舶　所　有　者（本　社） |  |
|  所在地:　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話): | 住所(所在地):　　　　　　　　　　　　　(電話): |
|  名称: | 氏名(名称): |
|  担当者氏名: | 常時使用する船員数:　　　　　　人　（下に年齢別内訳を記入） |
|  船員の年齢別内訳 | ２０才未満　　　人 | ２０才代　　　人 | ３０才代　　　人 | ４０才代　　　人 | ５０才代　　　人 | ６０才以上　　　　　人 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  発生年月日 |  　　年　　月　　日 | 船員の年齢 | 　 　歳 |  性　別 |  男・女 | 職名 |  | 国籍 | 日本・日本以外（　 　　　　） |  |
| ②船舶の用途 |  |  総トン数 |  ㌧ | ③傷病名 |  | ④作業員数　　　　　　　　　　　人 |
| ⑤てん末 | １）災害発生場所 |
| ２）災害発生時の作業 |
|  |
| ３）災害発生の要因（Ⅰ 気象、海象　Ⅱ 船舶・船内設備、積荷等　Ⅲ 作業行動、船内における作業環境を具体的に記入してください）　 |
|  |
|  |
|  |
| ４）発生した災害の内容 |
|  |
| ５）災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置 |
|  |
| ⑥休業日数 |  　　　　日 | ⑦身体障害 |  | ⑧下船・退職等 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |

**【記載心得】**

　１　前年４月１日から当年３月３１日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて

　　３日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となつた者を含む。）について記載し、４月末日までに提出すること。

　２　災害と疾病の別に区分し、それぞれ別葉に記載すること。また、（①災害・疾病）欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを

　　○で囲むこと。

 ３　②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、

　　かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。

　４　③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。

　５　④の欄には、てん末の欄の２）災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。

　６ ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要し

　　ない。

　　　イ　２）には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について

　　　　記載し、作業に従事していなかつた場合は、「作業時間外」と記載すること。

 　 ロ　３）のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有

　　　　害な状態があったのか詳細に記載すること。

　　　ハ　３）Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施

　　　　に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに換気、採光、照明、温度、

騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。

 ７　⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が

　　　明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。

　８　⑦の欄には、疾病のなおつた後に７号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみな

　　らず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病が治っていないときであって、障

　　害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになつたときは、遅滞なく別にその旨

　　を報告すること。（書式は任意とする。）

　９　⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した

　　場合はその地名及びその旨を記載すること。